

桂川町監査告示第 7 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

記

- 1 監査の対象 企画財政課
- 2 監査の実施年月日 平成26年5月20日・21日・22日・23日
- 3 監査の内容 主として平成25年度事務等全般の執行状況
- 4 監査の方法 提出された監査調書の内容を精査するとともに関係者の説明聴取にて実施
- 5 監査の結果 別紙のとおり

平成26年5月30日

桂川町監査委員 武井 秀 樹

桂川町監査委員 神崎 はな子

定期監査 企画財政課

(平成 26 年 5 月 20 日(火)、21 日(水)、22 日(木)、23 日(金))

《指摘事項》

○自動販売機設置にかかる行政財産使用料について

本町に設置している町づくり自動販売機については、1 台当たり 1,000 円の
使用料及び電気使用料（もしくはその相当額）が徴収されています。

このような使用料の徴収については、行政財産使用料条例等の制定による正
規な行政手続きが必要です。